

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	荒尾 信仁
登録番号又は法人番号	1 1 2 6 0 7 2 8
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	荒尾行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市生野区 巽東1丁目1番32号 502
処分年月日	令和3年12月20日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（令和3年12月20日から6月間）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第10条、行政書士法施行規則第7条、日本行政書士会連合会会則第59条、大阪府行政書士会会則第40条に違反した。</p> <p>（被処分者は、依頼者から受任したNPO法人設立の業務について、報酬を受領しながら業務を行わず、依頼者からの連絡に対しても応えることなく放置した。</p> <p>また、長期間、報酬の返金に応じなかったうえに、これらの事実について依頼者に直接謝罪することもなかった。</p> <p>当該被処分者の行為は、すみやかにその業務を処理すべき義務に違反し、そのことにつき正当な事由が見られない。また、誠実にその業務を行うべき義務にも違反するものである（行政書士法第10条、行政書士法施行規則第7条、日本行政書士会連合会会則第59条、大阪府行政書士会会則第40条違反。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第10条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法施行規則 第7条（業務取扱の順序及び迅速処理） 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則 第59条（責務） 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>大阪府行政書士会会則 第40条（責務） 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、</p>

	誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。
--	---